

1 学年保護者 様

山村国際高等学校
校長 中山 達朗

国の高等学校等就学支援金受給申請手続きに関するお知らせ (令和元年 7 月以降分)

令和元年 7 月以降分について就学支援金の申請書類を受け付けしますので、下記をお読みいただき、関係書類の提出をお願い致します。

埼玉県のパ^ル親負担軽減事業等の申請案内は準備が出来次第のご案内となります。この就学支援金申請とは別申請となりますのでご注意ください。

記

1. 申請対象期間

令和 元年 7 月分 ～ 令和 2 年 6 月分 (12 ヶ月)

2. 支給基準

保護者（親権者）の「所得割額」を合算した金額が以下の基準に該当する方に支給されます。

市町村民税・県民税所得割額（保護者合算）	所得の目安 (保護者合算/参考)	加算倍率	就学支援金月額
507,000 円以上	年収 910 万円以上程度	所得制限	支給なし
～507,000 円未満	年収 590～910 万円程度	—	9,900 円
～257,500 円未満	年収 350～590 万円程度	1.5 倍	14,850 円
～ 85,500 円未満	年収 250～350 万円程度	2 倍	19,800 円
0 円（非課税）	年収 250 万円未満程度	2.5 倍	24,750 円

3. 提出書類

- ① 就学支援金収入状況届出書（様式第 1 号）※両面記入必要です【全員提出】
- ② 高等学校就学支援金 意向確認書（収入状況届出関係）【全員提出】

※4 月に個人番号カード・通知カードを提出していただいたため、今回提出していただく必要はありませんのでご了承ください。（マイナンバー変更や離婚は除く）

4. 提出期限

令和 元年 6 月 3 日（月）までにクラス担任へ提出してください。

受付時間 月～土 8:30～17:00 問合せ先 049-281-0221（山村国際高等学校 事務室）

《注意事項等》

- ・支給された就学支援金は授業料等振替口座に県の授業料軽減と合算して振込みます。（3 月予定）